

上富田町総合事業単位表
サービスコード表

区分	コード表		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
	種類	項目						
第1号通所事業	通所介護相当サービス A 6	1113	通所型独自サービス2 1	事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで		436単位	1 回	
		8003			利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%	305単位		
		9003			看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	305単位		
		1123	事業対象者・要支援2 1月の中で全部で8回まで ※事業対象は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者		447単位			
		8013		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%	313単位			
		9013		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%	313単位			
		C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	4単位減算		▲4単位
		C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		事業対象者・要支援2	4単位減算		▲4単位
		D215	通所型自業務継続計画未策定減算2 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	4単位減算		▲4単位
		D216	通所型自業務継続計画未策定減算2 2		事業対象者・要支援2	4単位減算		▲4単位
		8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の5%加算(1回)				
		6207	通所型独自サービス同一建物減算3	1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	▲94単位	
		5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		(片道につき)47単位減算	▲47単位	片道
		6109	若年性認知症受入加算	240単位加算(1月)			240単位	1 月
		5010	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算(1月)			100単位	
		6116	栄養アセスメント加算	50単位加算(1月)			50単位	
		5003	栄養改善加算	200単位加算(1月)			200単位	
		5004	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(I)		150単位加算(1月)	150単位	
		5011		口腔機能向上加算(II)		160単位加算(1月)	160単位	
		6310	一体的サービス提供加算			480単位加算(1月)	480単位	
		6011		(1)サービス提供体制強化加算(I)		①事業対象者・要支援1 88単位加算(1月)	88単位	
		6012				②事業対象者・要支援2 176単位加算(1月)	176単位	
		6107		(2)サービス提供体制強化加算(II)		①事業対象者・要支援1 72単位加算(1月)	72単位	
		6108			②事業対象者・要支援2 144単位加算(1月)	144単位		
		6103		(3)サービス提供体制強化加算(III)		①事業対象者・要支援1 24単位加算(1月)	24単位	
		6104				②事業対象者・要支援2 48単位加算(1月)	48単位	
		4001	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100単位加算(1月)	100単位	
		4002		生活機能向上連携加算(II)		200単位加算(1月)	200単位	
		6200	口腔栄養スクリーニング加算	口腔栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20単位(1回)	20単位	1 回
		6201		口腔栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)		5単位(1回)	5単位	
		6311	科学的介護推進体制加算	40単位			40単位	1 月
		6100	介護職員等処遇改善加算	①介護職員等処遇改善加算(I)		+所定単位の92/1000		
		6110		②介護職員等処遇改善加算(II)		+所定単位の90/1000		
6111	③介護職員等処遇改善加算(III)			+所定単位の80/1000				
6380	④介護職員等処遇改善加算(IV)			+所定単位の64/1000				

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する通所型サービスを利用する場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供強化体制加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目